

公立大学法人敦賀市立看護大学理事会会議規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学定款（以下「定款」という。）第14条第1項に規定する理事会（以下「理事会」という。）に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 理事会は、理事長及び理事により構成する。

(議決事項等)

第3条 理事会は、定款第17条各号に掲げる事項について議決する。

(経営審議会・教育研究審議会の先議)

第4条 理事会が定款17条各号に掲げる事項で経営審議会又は教育研究審議会の審議事項であるものについて審議しようとするときは、あらかじめ、当該事項に関して経営審議会又は教育研究審議会の審議を経るものとする。

- 2 理事会は、議決にあたっては、前項の経営審議会又は教育研究審議会の審議の結果を十分に尊重しなければならない。
- 3 理事長は、理事会での審議にあたって、経営審議会又は教育研究審議会に特定の案件について審議を求めることができる。

(招集)

第5条 理事会は、月1回の開催を常例とし、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から会議に付すべき事項を記載した書面で開催の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要すると認められる場合は、この限りでない。

(議長)

第6条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき（議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有する場合

を含む。)又は議長が欠けたときは、理事長があらかじめその職務を代理又は代行する者として定めた順序に従い、理事が議長の職務を行う。

(定足数及び議決)

第7条 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事（議長及び議決しようとする事項に直接の利害関係を有する理事を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 議長は、理事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。